

交通安全法の一部改定法律案 (金寛永議員 代表発議)

議案 番号	18657
----------	-------

発議年月日： 2019. 2. 15.

発議者： 金寛永・李銅燮・金秀玟

鄭柄國・金三和・崔道子

兪義東・朴仙淑・趙培淑

蔡利培 議員(10人)

提案理由

毎年国民の生命を脅かす飲酒運転事故が発生しているにも関わらずその飲酒運転が後をたたないのが実情である。

最近3回以上飲酒運転に摘発された比率は2012年16%から2016年19.1%へと却って増加しており、国民の安全のためにより強い制裁が必要であるという指摘がある。

慢性的・常習的な飲酒運転の根絶のためにも北米、ヨーロッパなどの先進国では飲酒運転予防策として始動ロック装置を運営しているが、我が国もやはり始動ロック装置の導入が必要であるという主張が唱えられている。

故に飲酒運転等で運転免許の取り消し処分を受けた者が再び運転免許を取得し自動車等を運転する際は一定期間飲酒始動防止装置が設置された車両のみを運転するようにすることで飲酒運転の再発防止に万全を期し、国民の安全を強化するためのものである。

主要内容

- ガ. 運転免許の取り消し処分を受けた者が再び運転免許を取得し自動車等を運転する際は運転免許証の発行日より一定期間飲酒始動防止装置が設置された自動車のみを運転するようにする。(案第55条の3新設)
- ナ. これを違反して飲酒始動防止装置が設置されていないこと、または設置基準に適合していない仕様にて設置されている自動車等を運転した際は2年以下の懲役または2,000万ウォン以下の罰金に処することとする。(案第63条第1号の2新設)

交通安全法の一部改定法律案

交通安全法の一部を次のように改定する。

第55条の3を次のように新設する。

第55条の3（飲酒始動防止装置の装着）

- ①「道路交通法」 第93条の第1項の1号から3号までのいずれかに該当して運転免許の取消処分が下された者が再び運転免許を取得し自動車等を運転する際は、運転免許証の発行日より大統領令にて定められる基準による期間、飲酒始動防止装置（運転者が酒に酔った状態で自動車等を運転しようとする場合、酔いを検知して始動できないようにする装置をいう）が設置されている自動車等のみを運転するべきである。
- ②第1項による飲酒始動防止装置の設置基準及び方法等に必要な事項は大統領令にて定める。

第63条に第1号の2を次のように新設する。

- 1の2. 第55条の3を違反して飲酒始動防止装置が設置されていない又は設置基準に適合しない仕様にて設置されている自動車等を運転した者

付 則

この方は公表後6ヶ月が経過した日より施行する。

新・旧条文の対照表

現 行	改 定 案
<p>＜新 設＞</p> <p>第63条(罰則) 次の各号のいずれに該当する者は2年以下の懲役又は2,000万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>1. (省 略)</p> <p>＜新 設＞</p> <p>2. ~ 5. (省 略)</p>	<p><u>第55条の3(飲酒始動防止装置の装着)</u></p> <p>① 「<u>道路交通法</u>」第93条の第1項の1号から第3号までの号から3号までのいずれかに該当して運転免許の取消処分を下された者が再び運転免許を取得し自動車等を運転する際は、<u>運転免許証の発行日より大統領令にて定められる基準による期間、飲酒始動防止装置(運転者が酒に酔った状態で自動車等を運転しようとする場合、酔いを検知して始動できないようにする装置をいう)が設置されている自動車等のみを運転するべきである。</u></p> <p>② <u>第1項による飲酒始動防止装置の設置基準及び方法等に必要な事項は大統領令にて定める。</u></p> <p>第63条(罰則) ----- ----- -----.</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>1の2. <u>第55条の3を違反して 第55条の3を違反して飲酒始動防止装置が設置されていない又は設置基準に適合しない仕様にて設置された自動車等を運転した者</u></p> <p>2. ~ 5. (現行通り)</p>